

**【事例 22】**マンモグラフィを撮影する女性の診療放射線技師がいないため、女性の臨床検査技師に乳房の圧迫を含めたポジショニングをさせ、男性の診療放射線技師が目視で確認後、撮影スイッチを押している場合

○**指導事項**: X線撮影はポジショニングや撮影条件の設定も一連の撮影行為となるため、医師、歯科医師または診療放射線技師以外が実施することは出来ません、直ちに止めること。

○**根拠法令**: 診療放射線技師法第 2 条 定義、診療放射線技師法第 24 条 禁止行為

診療放射線技師法第 24 条の 2 画像診断装置を用いた検査等の業務

診療放射線技師法第 26 条 業務上の制限、診療放射線技師法第 31 条 罰則

臨床検査技師等に関する法律第 2 条 定義

臨床検査技師等に関する法律施行規則第 1 条 法第 2 条の厚生労働省令で定めるもの

臨床検査技師等に関する法律施行規則第 1 条の 2 法第 2 条の厚生労働省令で定める生理学的検査

## 〈関係法令・通知等〉

### 診療放射線技師法第 2 条 定義

1 この法律で「放射線」とは、次に掲げる電磁波または粒子線をいう。

- 一 アルファ線及びベータ線
- 二 ガンマ線
- 三 100 万電子ボルト以上のエネルギーを有する電子線
- 四 エックス線
- 五 その他政令で定める電磁波または粒子線

2 この法律で「診療放射線技師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、医師または歯科医師の指示の下に、放射線の人体に対する照射(撮影を含み、照射機器を人体内に挿入して行うものを除く。以下同じ。)をすることを業とする者をいう。

### 診療放射線技師法第 24 条 禁止行為

医師、歯科医師または診療放射線技師でなければ、第 2 条第 2 項に規定する業をしてはならない。

### 診療放射線技師法第 24 条の 2 画像診断装置を用いた検査等の業務

診療放射線技師は、第 2 条第 2 項に規定する業務のほか、保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)第 31 条第 1 項及び第 32 条の規定にかかわらず、診療の補助として、次に掲げる行為を行うことを業とすることができる。

一 磁気共鳴画像診断装置、超音波診断装置その他の画像による診断を行うための装置であって政令で定めるものを用いた検査(医師又は歯科医師の指示の下に行うものに限る。)を行うこと。

二 第 2 条第 2 項に規定する業務又は前号に規定する検査に関連する行為として厚生労働省令で定めるもの(医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。)を行うこと。

※「政令で定めるもの」とは、①磁気共鳴画像診断装置、②超音波診断装置、③眼底写真撮影装置(散瞳薬を投与した者の眼底を撮影するためのものを除く。)④核医学診断装置

### 診療放射線技師法第 26 条 業務上の制限

1 診療放射線技師は、医師又は歯科医師の具体的な指示を受けなければ、放射線の人体に対する照射をしてはならない。

2 診療放射線技師は、病院又は診療所以外の場所においてその業務を行ってはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を受け、出張して百万電子ボルト未満のエネルギーを有するX線を照射するとき。
- 二 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、胸部X線検査(コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。)その他の厚生労働省令で定める検査のため百万電子ボルト未満のエネルギーを有するX線を照射するとき。
- 三 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、医師又は歯科医師の立会いの下に百万電子ボルト未満のエネルギーを有するX線を照射するとき(前号に掲げる場合を除く。)
- 四 医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を受け、出張して超音波診断装置その他の画像による診断を行うための装置であって厚生労働省令で定めるものを用いた検査を行うとき。

### 診療放射線技師法第 31 条 罰則

次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金に処し、またはこれを併科する。

- 一 診療放射線技師法第 24 条の規定に違反した者
- 二 虚偽または不正の事実に基づいて免許を受けた者

### 臨床検査技師等に関する法律第 2 条 定義

この法律で「臨床検査技師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、臨床検査技師の名称を用いて、医師又は歯科医師の指示の下に、人体から排出され、又は採取された検体の検査として厚生労働省令で定めるもの(以下「検体検査」という。 )及び厚生労働省令で定める生理学的検査を行うことを業とする者をいう。

### 臨床検査技師等に関する法律施行規則第 1 条 法第 2 条の厚生労働省令で定めるもの

臨床検査技師等に関する法律(以下「法」という。)第 2 条の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 微生物学的検査
- 二 免疫学的検査
- 三 血液学的検査
- 四 病理学的検査
- 五 生化学的検査
- 六 尿・糞便等一般検査
- 七 遺伝子関連・染色体検査

### 臨床検査技師等に関する法律施行規則第 1 条の 2 法第 2 条の厚生労働省令で定める生理学的検査

法第 2 条の厚生労働省令で定める生理学的検査は、次に掲げる検査とする。

- 一 心電図検査(体表誘導によるものに限る。)
- 二 心音図検査
- 三 脳波検査(頭皮誘導によるものに限る。)

- 四 筋電図検査(針電極による場合の穿刺を除く。)
- 五 基礎代謝検査
- 六 呼吸機能検査(マウスピース及びノーズクリップ以外の装着器具によるものを除く。)
- 七 脈波検査
- 八 熱画像検査
- 九 眼振電図検査(冷水若しくは温水、電気又は圧迫による刺激を加えて行うものを除く。)
- 十 重心動揺計検査
- 十一 超音波検査
- 十二 磁気共鳴画像検査
- 十三 眼底写真検査(散瞳どう薬を投与して行うものを除く。)
- 十四 毛細血管抵抗検査
- 十五 経皮的血液ガス分圧検査
- 十六 聴力検査(気導により行われる定性的な検査であって次に掲げる周波数及び聴力レベルによるものを除いたものに限る。)
  - イ 周波数 1000Hz 及び聴力レベル 30 デシベルのもの
  - ロ 周波数 4000Hz 及び聴力レベル 25 デシベルのもの
  - ハ 周波数 4000Hz 及び聴力レベル 30 デシベルのもの
  - ニ 周波数 4000Hz 及び聴力レベル 40 デシベルのもの
- 十七 基準嗅覚検査及び静脈性嗅覚検査(静脈に注射する行為を除く。)
- 十八 電気味覚検査及びろ紙ディスク法による味覚定量検査

#### ※保健所よりのお願い

X線撮影は、ポジショニングや撮影条件の設定、撮影器具の選択までが一連の撮影行為となっております。マンモグラフィは、認定技師制度もある大変難しい撮影です、特に乳房の圧迫により画像の質が大きく変わってきます。

その重要な部分を無資格者に行わせるのは、大変問題があると思います。

臨床検査技師は、医療従事者なので、一見良いように思われるのかもしれませんが、マンモグラフィ自体が、臨床検査技師の行ってよい業務に法律上入っていないので、医療従事者ではない事務職等にポジショニングをさせているのと何ら変わりはありません。

マンモグラフィについて女性職員を希望される方が多いのが現状ですが、この場合の対応として可能なことは、女性の診療放射線技師を雇用するか、女性職員を立合わせ、男性の診療放射線技師にポジショニングから撮影スイッチを押すまでを行わせる又は医師に撮影をお願いするといった方法が考えられます。

何れかで対応をお願いします。

